

「重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止のための基本的な方針（案）」に関する意見の募集について

令和7年11月7日
内閣府政策統括官（サイバー安全保障担当）付

第217回国会において、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和7年法律第42号。以下「法」という。）が成立しました。法第3条第1項に基づき、重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止のための基本的な方針の案（以下「基本方針案」という。）を作成するにあたって、サイバー対処能力強化法の施行等に関する有識者会議を開催し、有識者から御意見を頂いてまいりましたが、今般、当該有識者会議における御議論を踏まえた基本方針案について、広く国民の皆様から御意見を頂きたく、下記の要領で御意見を募集いたします。皆様から頂いた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。

記

1 意見募集対象

重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止のための基本的な方針（案）

2 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載

3 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和7年11月7日（金）～令和7年11月23日（日）（必着）

4 意見提出先・提出方法

日本語にて、以下いずれかの方法で送付してください。

※お電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

（1）インターネット上の意見募集フォーム

下記の意見募集フォームからお送りください。

<https://form.cao.go.jp/cybersecurity/opinion-0001.html>

※意見募集フォーム内の案内に従って御記入ください。

※文字化けを防ぐため、半角カナ、丸文字、特殊文字は使用しないでください。

(2) 郵送

別紙の意見提出用紙に記載の項目を全て御記入の上、下記の住所宛てにお送りください。

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-4-6

内閣府政策統括官（サイバー安全保障担当） 付

重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止のための基本的な方針（案）担当宛て

※封書の場合は、必ず封書表面に「重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止のための基本的な方針（案）に関する意見在中」と記入してください。

5 その他

〈意見の取扱いについて〉

意見募集対象以外の御意見及び頂いた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承ください。頂いた御意見は、氏名及び電子メールアドレスを除き、全て公開される可能性があることをあらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただくことがあります。

御意見に付記された氏名、電子メールアドレス等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

〈電子メールでの提出について〉

「4 意見提出先・提出方法」に記載の手段での意見提出が困難な場合には、メールでの提出も可能ですので、以下のメールアドレスに送信してください（締切日必着）。

電子メールアドレス：R7public_comment※cyber.go.jp

※スパムメール防止のため、@を「※」としております。送信の際には恐れ入りますが、「※」を「@」（半角）に変換し、お送りください。

※件名は「重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止のための基本的な方針（案）に関する意見」としてお送りください。

※ウイルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。必ずメール本文に直接御意見を御記入ください。

6 お問い合わせ先

内閣府政策統括官（サイバー安全保障担当） 付

重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止のための基本的な方針（案）担当

TEL：03-5253-2111

(別紙様式)

令和 年 月 日

「重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止のための基本的な方針
(案)」に関する意見

氏名（漢字）	
氏名（ふりがな）	
所属	
メールアドレス	
該当箇所	
御意見等 （別紙に記載する場合は「別紙に記載」と記載し、意見を記載した別紙を添付してください。）	